

## 救急常備薬及び処方薬の取扱いに係る留意事項について

大村入国管理センター

所長指示 平成13年12月 7日

最終改正 令和 2年 5月26日

平成13年11月14日、東京局において被収容者が救急常備薬を大量に服用する自殺未遂事案が発生し、同年11月27日付け本省警備指導官発事務連絡「被収容者の事故防止について」をもってその再発防止が示達されたことに伴い、当センターにおける救急常備薬の取扱いに係る留意事項を下記のとおり指示する。

## 記

## 1 基本的遵守事項

被収容者に救急常備薬を投与するときは、その服用を確認するとともに、被収容者処遇細則第34条5項に規定する救急常備薬投与簿にその旨を確実に記載すること。

(注) 過去、被収容者が、嚥下した素振りを見せながら、実際は口中(舌下)に隠し貯め込んだ事例も見られる。

## 2 管理責任

救急常備薬は、処遇担当統括入国警備官(不在の場合は、看守責任者)が確実に管理すること。

## 3 救急常備薬受払簿の記載

(1) 救急常備薬受払簿に記載する薬品は別表のとおりとし、その投与に当たっては次の点に留意すること。

ア 症状に応じて正しく服用させること

イ 服用後に痛みがひどくなるなど身体の変調が見られるときは、直ちに診療室に連絡すること

(2) 救急常備薬受払簿に記載した薬品を使用し、又は補充したときは、その数量及び残数を確実に記載するとともに、定期的に現存する薬品の数量と照合すること。

(注) 1 救急常備薬受払簿の様式は、平成13年11月27日付け本省警備指導官発事務連絡に定められている。

2 救急常備薬の現存数量については、原則として毎月1回点検する。

3 救急常備薬受払簿は、XXXXXXXXXXにおいて保管する。